

重要事項説明書 移動支援

合同会社 AKASHI
ナイスケア

障がい福祉サービス事業(移動支援) 重要事項説明書

1 事業所の概要

名 称	合同会社 AKASHI
法 人 種 別	合同会社
法 人 所 在 地	〒674-0057 明石市大久保町高丘6丁目17-3
電 話 番 号	TEL:078-934-7898
代 表 者 氏 名	代表社員 田中 嘉明
法 人 の 沿 革 ・ 特 色	2022 年 10 月介護保険による居宅介護支援事業所開始
	2023 年 9 月介護保険による訪問介護及び介護予防訪問型サービス開始
	2025 年 3 月障がい者自立支援法による居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業開始
	2025 年 3 月神戸市移動支援事業実施要領第 16 条による地域支援事業(移動支援(個別型)事業)開始

2 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	ナイスケア		
事 業 所 番 号	2860511282 (令和 7 年 3 月 1 日 神戸市認定)		
開 設 年 月 日	令和 7 年 3 月 1 日		
事 業 所 の 所 在 地	神戸市兵庫区荒田町3丁目14—7—103		
事 業 所 の 電 話 番 号	TEL:078—515—1805・FAX:078—515—1806		
サ ー ビ ス 提 供 地 域	神戸市全域		
営 業 曜 日 ・ 時 間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時 〔ただし、8 月 13 日～8 月 15 日、12 月 30 日～1 月3日)を除く〕 営業時間外の電話連絡については、携帯電話への転送等により 24 時間連絡が可能な体制とする。		
サ ー ビ ス 提 供 時 間	月曜日～日曜日 午前7時～午後 10 時		
当 事 業 所 が 行 っ て い る 他 の 業 務	居宅介護支援	2870503907	令和 4 年 10 月 1 日神戸市指定
	訪問介護	2870504012	令和 5 年 9 月 1 日神戸市指定
	障がい福祉サービス	2810502175	令和 7 年 3 月 1 日神戸市指定
	移動支援	2860511282	令和 7 年 3 月 1 日神戸市指定

3 訪問介護事業の目的及び運営

(1)事業の目的

この運営規程は、合同会社AKASHIが開設するナイスケア(以下「事業所」という。)が行う地域生活支援事業の移動支援(以下「移動支援」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者及び障がい児の意思及び人格を尊重し、利用者及び障がい児の立場に立った適切な移動支援を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① この事業所が実施する移動支援は、利用者及び障がい児が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及び障がい児の意思及び人格を尊重し、当該利用者及び障がい児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。
- ② 移動支援の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の地域生活支援事業者及び指定障がい福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ③ 移動支援の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な移動支援の提供ができるよう努めるものとする。
- ④ 事業所は障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、研修の実施等により、従業者の人権意識、利用者及び障がい児に関する知識及び技術の向上に努めるものとする。
- ⑤ 前四項のほか、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。),「神戸市指定障がい福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年神戸市条例第 49 号／準用)及び神戸市移動支援事業実施要綱(平成 18 年保健福祉局長決定。以下「要綱」という。)その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4 事業所の職員体制

管理者	①職員及び業務の管理を一元的に行う ②法令等において規定されている移動支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。	1 名 (常勤専従)
サービス 提供責任 者	①利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画書を交付する。 ②移動支援計画書の作成後において、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行う。 ③事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。	1 名 (常勤 2 名)
訪問介護 員	移動支援計画に基づき移動支援の提供に当たる。	6 名 (常勤 3 名 非常勤 3 名)

5 移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者(18 歳未満の者を除く)
- (2) 知的障がい者(18 歳未満の者を除く)
- (3) 障がい児(18 歳未満の身体障がい者及び知的障がい者)
- (4) 精神障がい者(18 歳未満の者を含む)

6 本事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 移動支援計画の作成

(2) 外出時の移動の介護

① 全身性障がい者(児)の外出時の付き添い

② 知的障がい者(児)の外出時の付き添い

③ 精神障がい者の外出時の付き添い

(事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。)

(3) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

7 利用者及び障がい児の保護者から受領する費用の額等

(1) 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障がい児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

(2) 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障がい児の保護者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障がい児の保護者に対して交付するものとする。

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障がい児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

① 事業所から片道 10km未満 500 円

② 事業所から片道 10km以上 1,000 円

(4) キャンセル料

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡下さい。

キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記の料金をいただきます。

キャンセル料	ご利用 12 時間前までにご連絡いただいた場合	キャンセル料は不要です
	ご利用 12 時間前までにご連絡がなかった場合	1 提供あたり、1,000 円を請求いたします。
	※ただし、ご利用者の病変、急な入院等の場合、キャンセル料は請求いたしません	

(5) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障がい児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障がい児の保護者の同意を得るものとする。

(6) 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障がい児の保護者に対し交付するものとする。

8 利用者負担額等に係る管理

(1) 提供する移動支援の料金とその負担額について

- ① 利用負担利用者負担額は、総単位に単位数単価をかけた金額により請求いたします。
- ② 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には所得区分ごとの負担上限額(世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額を設定)に応じて、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくこととなります。

移動支援身体介護有

	単位	負担金
0. 5H	256	275円
1. 0H	405	436円
1. 5H	453	486円
2. 0H	528	566円
2. 5H	603	647円
3. 0H	678	727円
3. 5H	753	808円
4. 0H	828	888円

移動支援身体介護無

	単位	負担金
0. 5H	105	113円
1. 0H	199	214円
1. 5H	227	244円
2. 0H	302	324円
2. 5H	377	405円
3. 0H	452	485円
3. 5H	527	565円
4. 0H	602	646円

9 利用者負担額等に係る管理

- (1) 移動支援を提供した際には、支給決定障がい者等から負担上限月額の範囲内において当該移動支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ①事業所から片道 10 キロメートル未満 500 円
 - ②事業所から片道 10 キロメートル以上 1,000 円
- (3) 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- (4) 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。

10 緊急時及び事故発生時等における対応方法

- (1) 現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- (2) 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 移動支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表社員 田中 嘉明
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備します。

12 身体拘束について

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13 ハラスメント防止対策について

(1) ハラスメント防止に関する責任者を選定します。

ハラスメント防止に関する責任者	代表社員 田中 嘉明
-----------------	------------

(2) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(3) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

(4) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

15 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合、その他必要な場合は、運営規定に定めた緊急時の対応方法に基づき、速やかにご家族、主治医等の医療機関、関係者等に連絡するなど、必要な措置を講じます。

17 事故発生時の対応及び損害賠償

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医又は関係医療機関、関係行政機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

またサービス提供にともない、当事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害賠償を補償します。

なお本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン

保 険 名 賠償責任保険

補償の概要 事業所の訪問介護員が利用者の家財を壊してしまったとき
利用者にケガをさせたとき

18 個人情報の保護

(1) 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(2) 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

(3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(4) 事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

19 移動支援サービスに対する要望又は苦情

(1) 当事業者の移動支援サービス及び当事業者が作成した移動支援計画書又は移動支援計画書に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービス内容に関すること、訪問介護員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

当事業所 ナイスケア
相談担当者 代表社員 田中 嘉明

所在地 神戸市兵庫区荒田町3丁目14-7-103

TEL 078-515-1805

FAX 078-511-6865

ご利用時間帯 月曜日から土曜日(ただし 8 月 13 日～8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 3 日を
除く)

午前 9 時から午後 6 時まで

(2) 次の行政機関においても苦情相談を受け付けております

①神戸市保健福祉局 介護指導課

所在地 〒650-8570
神戸市中央区加納町6目5-1

電話 078-322-6326

FAX 078-322-6762

受付時間 8:45~12:00 13:00~17:30(平日)

②兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 〒651-0062
神戸市中央区坂口通2丁目 1-1 兵庫福祉センター内

電話 078-242-6868

FAX 078-271-1709

受付時間 10:00~16:00(平日)

Eメール: tekiseika@hyogo-wel.or.jp

移動支援の利用にあたり、利用者及び利用者家族に対し重要事項説明書の説明をしました。
ナイスケアとの契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

(事業者名) 合同会社 AKASHI
 ナイスケア
(住 所) 神戸市兵庫区荒田町3丁目14-7-103
(電話番号) 078(515)1805
(代 表 者) 田 中 嘉 明 ⑩
(説 明 者) 永 山 菜 々 絵 ⑩

利用者

(住 所)

(氏 名) ⑩

(利用者または立会人)

利用者は、署名が出来ないため、利用者の意思を確認の上私が代行します。

(住 所)

(氏 名) ⑩

令和7年3月1日 策定

令和8年5月25日改定